

グループホームあゆみ・翼 地域連携推進会議要綱

（会議の目的）

第1条 地域連携推進会議(以下、「推進会議」という。)とは、医療法人社団恵宣会 グループホームあゆみ・翼(以下「事業所」という。)と地域が連携することにより、以下の目的を達成するための、地域の関係者を含めた外部の方が参画する会議体である。目的は以下のとおりとする。

- ・利用者と地域の関係づくり
- ・地域の人への事業所や利用者に関する理解の促進
- ・事業所やサービスの透明性・質の確保
- ・利用者の権利擁護

（会議の内容）

第2条 推進会議の内容については、以下の内容を中心とし、事業所の課題達成のための議題を設定する。

- ・事業所、地域の連携 （障害特性についての説明・地域行事の案内など）
- ・事業所やサービスの透明性・質の確保 （利用者の日常生活の様子・事業所訪問など）
- ・利用者の権利擁護 （職員の支援の様子・虐待、事故の報告など）

（会議の構成員）

第3条 推進会議は、委員5名程度で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- ・利用者
- ・利用者家族
- ・地域の関係者
- ・福祉に知見のある人
- ・経営に知見のある人
- ・竹原市役所担当者

3 事業所は、事前に委員へ推進会議への参画を依頼するとともに、参加承諾書を得ることとする。

（会議の開催及び内容）

第4条 推進会議は、年1回開催することとする。開催時期については、事前に事業所より通知を行う。

(個人情報の取扱い)

第5条 構成員は、利用者の権利擁護のため、推進会議で知り得た内容は外部に漏らしてはならない。

(会議の公表)

第6条 事業所は、推進会議において施設等が行った報告、構成員から受けた要望、助言などについての議事録を作成する。

議事録は、構成員に配布するとともに、ホームページで公表することとする。